

(地 473) (健Ⅱ511) (税経 84)

令和 4 年 1 月 26 日

都道府県医師会
担 当 理 事 殿

公益社団法人 日本医師会
副会長 猪口 雄二
常任理事 釜 菴 敏
(公 印 省 略)

「即応病床等への救急患者の受入れに係る病床確保料の取扱いについて」及び
「令和 3 年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）の実施
に当たっての取扱いについて」並びに「令和 3 年度新型コロナウイルス感染症
緊急包括支援事業（医療分）に関する Q&A（第 13 版）について」について

貴職におかれましては、新型コロナウイルス感染症対策にご尽力を賜り、厚く御礼
申し上げます。

厚生労働省医政局総務課、地域医療計画課、医療経理室及び健康局結核感染症課並
びに医薬・生活衛生局総務課等より各都道府県衛生主管部（局）宛に標記の事務連絡
が発出されました。

令和 3 年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）の交付対象で
ある即応病床への病床確保料については、「補助金が支給される間、新型コロナウイルス
感染症患者以外の患者を受け入れてはいけない」こととされております。

本事務連絡は、一部の自治体において救急搬送困難事例が増加傾向にあることを踏
まえ、即応病床に救急患者を受け入れる際の病床確保料の取り扱いについて、別添の
とおり、即応病床等に新型コロナウイルス感染症であることが確定した患者以外の患
者を受け入れることは可能であることを示したものです。また、各都道府県に対して
は、新型コロナウイルス感染症患者の受入れに支障のない範囲で、医療機関に対し柔
軟な病床の利用ができるよう最大限留意することが求められています。詳細は、Q&A
（第 13 版）の「新型コロナウイルス感染症対策事業」の 44 をご参照ください。

併せて、事務連絡「令和 3 年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療
分）の実施に当たっての取扱いについて」が発出され、「DMAT・DPAT 等医療チーム
派遣事業」において、新型コロナウイルス感染症に感染した入所者に対して継続して
療養を行う高齢者施設への派遣につき、補助基準額が引き上げられています。この内
容は Q&A（第 13 版）の「DMAT・DPAT 等医療チーム派遣事業」の 2 にも記載され
ておりますので、ご参照ください。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、貴会管下の郡市区医師会並びに関係医療機関等への周知方につき、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。